

## 第37号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 概要

新型コロナウイルス感染症に係る「防疫等業務手当」の特例を廃止するほか、法改正に伴い規定整備を行う。

#### 2 改正内容

- (1) 令和5年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが「指定感染症」から「5類感染症」（季節性インフルエンザ等と同等）に変更されたことから、防疫等業務手当の特例措置を廃止する。

##### 【廃止する特例措置の内容】

業務内容	手当額
患者またはその疑いのある者の身体に直接接触する作業、患者またはその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業	日額 4,000円
患者またはその疑いのある者に接して行う作業	日額 3,000円
新型コロナウイルス感染症の検体に接して行う作業	日額 680円

- (2) 児童福祉法の改正により、第9条第1項で引用している条項が変更となったことから、規定を整備する。

【改正前】 児童福祉法第12条第2項

【改正後】 児童福祉法第12条第3項

#### 3 施行期日

公布の日

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>第9条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第3項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。 (第2項省略)</p> <p>付 則 この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第9条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。 (第2項省略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）から区民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p>4 <u>付則第2項の規定により防疫等業務手当を支給する場合には、第10条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条、第4条、第6条から前条までおよび付則第2項」とする。</u></p>